

新設された両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等支援コース

2024年4月より、両立支援等助成金の一つとして「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されました。このコースでは、育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度（柔軟な働き方選択制度等）を複数導入し、制度を利用した労働者に対して支援を行った場合に助成金が支給されます。

主な支給要件

主な支給要件は、以下のとおりです。

- ① 柔軟な働き方選択制度等を2つ以上導入する
- ② 柔軟な働き方選択制度等の利用について、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」(以下、プラン)を作成することにより支援を実施する方針を、社内周知する
- ③ 労働者との面談を実施し、本人の希望等を確認・結果記録の上、業務体制の検討や制度利用後のキャリア形成円滑化のための措置を盛り込んだプランを作成する
- ④ 制度利用開始から6ヶ月の間に、対象となる労働者が柔軟な働き方選択制度等を一定基準以上利用する

制度等と利用実績

「柔軟な働き方選択制度等」とは、次の5つの制度であり、このうちの2つ以上の制度を導入する必要があります。なお、これらの制度等は、子どもが3歳以降小学校就学前までの労働者が利用できる制度として設ける必要があります。

- ① フレックスタイム制／時差出勤制度
- ② 育児のためのテレワーク等
- ③ 短時間勤務制度

- ④ 保育サービスの手配・費用補助制度
- ⑤ 子の養育を容易にするための休暇制度／育児・介護休業法を上回る子の看護休暇制度

助成金を受給するためには、制度利用開始から6ヶ月の間に、対象労働者が、5つの制度ごとに定められた利用実績の基準を満たすことが必要です。例えば、「フレックスタイム制」を選択した場合、始業・終業時刻や労働時間を労働者が決定できる制度を、合計20日以上利用していることが求められます。

助成金の支給額

導入した制度の数に応じ、下表の助成額が支給されます。

【支給額（1人あたり）】

制度を2つ導入し、対象者が制度を利用した場合	20万円
制度を3つ以上導入し、対象者が制度を利用した場合	25万円

※ 1事業主1年度（4月1日から翌年3月31日まで）につき5人まで

※ 育児休業等に関する情報公表加算を行った場合、上記に2万円を加算（1事業主1回限り）

なお、このコースは中小企業のみが対象となっていますが、従業員の育児と仕事の両立の支援策を検討する中小企業は、この助成金も活用していきたいものです。